■ONO いじめ等防止ウィーク

概ね６月第３週、１１月第３週に実施

ONO いじめ等防止ウィークは、小野市いじめ等防止条例の目的・理念に関する市民の皆さんの理解を深め、いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に向けて市民総ぐるみで考える週間です。

いじめ等防止条例の理念・いじめ等追放都市宣言





＜実施内容＞

◆街頭キャンペーン（啓発グッズの配布）





◆懸垂幕・のぼりの掲示





◆特設相談

・女性のための法律相談

※期間中、のぼりやポスターを見かけたら、家族等と話し合い、その輪を広げましょう

■いじめ等に関する相談機関

ひとりで悩まないで 相談しましょう

どこにかけていいか分からない時は 0794-63-1000(代表)

◆あらゆるいじめ(学校・家庭・職場・地域のこと)

ONOひまわりほっとライン 月～金　9：00～17：00	0794-62-4110

◆児童虐待

小野市市民福祉部子育て支援課	0794-63-1645
兵庫県加東こども家庭センター	0795-27-8250
児童虐待防止 24 時間ホットライン	0795-48-9300

◆高齢者虐待

小野市市民福祉部高齢介護課	0794-63-1060
社会福祉協議会地域包括支援センター	0794-63-2174

◆障がい者虐待

小野市障がい者虐待防止センター （市民福祉部社会福祉課内）	0794-63-1011

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）

小野市配偶者暴力相談支援センター 月～金　9：00～17：00	0794-63-1116
ONOひまわりほっとライン 月～金　9：00～17：00	0794-62-4110
女性のための相談（木曜のみ　エクラ） 9：30～11：30（電話） 13：00～16：00（面接・予約）	0794-63-8250
兵庫県配偶者暴力相談支援センター （悩みのほっとライン） 毎日　9：00～21：00	078-732-7700

【問い合わせ先】
小野市市民安全部
くらし安心グループ
〒675-1380
小野市中島町５３１番地
TEL：63-4311　FAX：63-3690

2026.4

「小野市いじめ等防止条例」及びその施策について

平成１９年１２月２１日公布

平成２０年　４月　１日施行

みんなでつくろう！

いじめのないまち

ハートフルシティおの



小 野 市

「小野市いじめ等防止条例」について

＜条例制定の背景＞

全国初の条例制定！

■後手から先手管理

事件が起こってからではなく、起こる前に取り組む。

■人権教育の再構築と専門組織の創設

・「いじめ」という問題に焦点を当てながら、人権問題全体を考える組織として、平成１９年４月、市民安全部にヒューマンライフグループを設置

・福祉関連課、学校教育課　課長の兼任



＜条例の特徴①＞

■いじめ等の定義

言葉、文書（電子媒体を含む）、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視、差別的な扱い等による精神的な苦痛を与えるもの並びに法律に規定する虐待、暴力など。

学校におけるいじめだけでなく、
あらゆるいじめを対象に制定

虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、様々なハラスメントなど
すべての人権侵害

⇒学校だけの問題とせず、家庭、地域、企業等、**市民総ぐるみ**でいじめ等防止に取り組みます。

＜条例の特徴②＞

■市の責務と役割

市	・施策の策定・実施 ・通告通報相談等への対応 ・防止活動への支援と調整

●いじめ等防止市民会議の設置

・アドバイザーを含む委員１５名程度で構成

・ＯＮＯいじめ等防止ウィークなどの取り組み及びいじめ等防止の対策について、意見・助言を行います。



●計画の策定

第二次小野市いじめ等防止行動計画

基本理念 → 基本目標 → 基本課題 → 領域目標

いじめ等のない明るく住みよい社会の創造

- いじめ等をなくす人づくり
  - ○自己肯定感を育む関係作り
  - ○互いの違いを尊重する心を育み実践する教育の創造
- いじめ等をなくす気運づくり
  - ○小野市いじめ等防止条例の周知
  - ○いじめ等防止の啓発
- いじめ等解決のしくみづくり
  - ○いじめ等相談体制の強化
  - ○関係機関との連携の強化
- いじめ等の実態を知る
  - ○市民アンケートの実施
  - ○あらゆる機会での情報収集

領域目標：家庭／学校／地域／職場／市

■それぞれの責務と役割

市民	・いじめ等のない社会づくりへの事業・活動等による積極的な協力 ・通告通報等
学校 社会福祉施設	・いじめ等防止への取組推進 ・市・地域社会の防止活動への協力 ・解決への対策と報告、通告通報
企業 公的機関	・いじめ等のない職場づくり ・市・地域社会の防止活動への協力 ・問題解決への対策
家庭	・子どもの豊かな人間性を育む ・いじめ等防止に向けた明るい家庭づくり
地域社会	・いじめ等防止に向けた活動・情報提供 ・いじめ等のない社会づくりに向けた地域活動

小野市では、いじめこそあらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけでなく、家庭、企業、地域社会等で起こる虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント等の問題を解決することが、人権侵害そのものの解決につながるとの認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、その防止に市民とともに取り組んでいます。

条例について、詳しくは
小野市ホームページをご覧ください。